

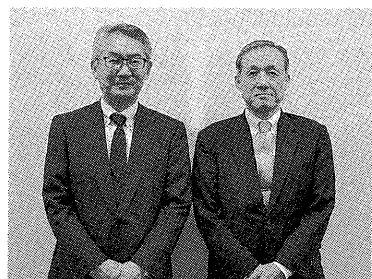
# 住宅リフォーム・紛争処理 支援センターの取り組み

昨年明らかになったマンション等の基礎ぐい工事問題。住宅に関するトラブルは多岐にわたります。

そこで今回は、住宅紛争の迅速、適正な解決を図るため、住宅相談、住宅紛争処理への支援などを行っている公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(以下「支援センター」)を訪ね、佐々木宏理事長、後藤隆之専務理事からお話を伺いました。(広報室囑託 神田友輔)

## 支援センターの役割や主な活動は

支援センターは、2000年に住宅品質確保法に基づき、「住宅紛争処理支援センター」として国土交通大臣の指定を受けました。住宅相談や住宅紛争処理への支援など、幅広い業務を行っています。また、消費



佐々木理事長(右)と後藤専務理事

無料の電話相談窓口「住まいのダイヤル」(0570-016110)を設け、全国から住宅に関する電話相談を受けています。消費者等からの、住宅の取得やリフォームなどのトラブルに関し、

相談内容に応じて、専門家相談や紛争処理手続を紹介しています。対応する相談員は、実務経験を有する一級建築士で、専門的な知見をもとに助言を行っています。新規採用時には1カ月程度の研修(OJTを含む)を受ける必要があるほか、定期的な外部講師による研修、各種セミナー、相談員相互の意見交換等により能力の向上に努めています。なお、弁護士も常駐しており、必要に応じて相談員に法的助言を行える体制を整えています。

## 電話相談とは

具体的な活動としては、電話相談、専門家相談、住宅紛争審査会における裁判外紛争処理(ADR)への支援などが挙げられます。

相談者は、消費者が8割を占めています。消費生活センターや地方公共団体からの相談も1割弱あります。毎日150〜200件程度の相談があり、件数は毎年増加していますので、体制の強化が必要だと考えています。

者が安心してリフォームを行える健全なリフォーム市場の環境整備にも取り組んでいます。

また、2010年度からは、リフォームの見積が妥当かどうか不安であるとの相談に対応するため、希望

「住まい

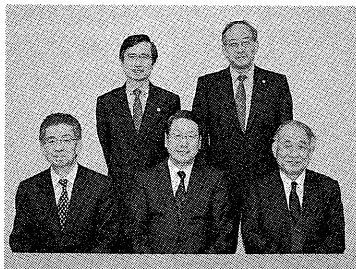
護士会と連携し、弁護士と建築士がペアになって、相談者と対面相談を行う「専門家相談」を始めました。2011年11月にはすべて2014年度には1806件の弁護士との間で連携体制が整いました。専門家相談は原則として無料で、担当弁護士が必要と認められた場合には、3回まで利用可能となっています。

014年度には1806件の建築士がペアになって、相談者と対面相談を行う「専門家相談」を始めました。2011年11月にはすべて2014年度には1806件の弁護士との間で連携体制が整いました。専門家相談は原則として無料で、担当弁護士が必要と認められた場合には、3回まで利用可能となっています。

この専門家相談は、住宅支援センターは、全国の弁護士会が行っている住宅紛争審査会に

支援センターは、全国の弁護士会が行っている住宅紛争審査会に

支援センターは、全国の弁護士会が行っている住宅紛争審査会に



前左から山口副委員長、高中委員長、植田副委員長、後列左から溝口副委員長、大川副委員長

## 日弁連 委員会めぐり ③ 弁護士倫理委員会

今回の委員会めぐりは、倫理研修のテキストとしておなじみの「解説『弁護士職務基本規程』第2版」の制作を担った弁護士倫理委員会です。高中正彦委員長(東京)、植田正男副委員長(福岡県)、山口健一副委員長(第二東京)、溝口敬人副委員長(東京)、大川康平副委員長(第一東京)にお話を伺いました。(広報室囑託 大蔵隆子)

### 委員会設置の経緯は

2001年4月、弁護士職務基本規程を見直して改正案を策定し会長に答申すること、弁護士倫理の一層の向上に資する方策を検討することを目的として設置されました。

### 主な活動内容を教えてください

現在、「解説『弁護士職務基本規程』第2版」の改訂作業を行っています。第2版の発刊後、弁護士倫理に関する注目すべき判例や懲戒議決等が多数出されていますので、これらを踏まえた解説書とすべく、2016年度中の刊行を目指して作業しています。

また、並行して、弁護士職務基本規程そのものの改正についても検討を進めています。規程制定から10年以上が経ちましたが、この間の弁護士人口の増加や職域拡大・海外展開等の活発化によって、従来想定されなかった弁護士倫理上の諸問題が発生しています。それらに適切に対応できる規程にしな

ければなりません。

さらに、懲戒処分事例の検索・閲覧システムを会員専用ホームページ内に設置することも検討しています。

### 規程改正に向けた検討作業の行程は

法科大学院の法曹倫理担当教員、日弁連や弁護士会の各種委員会等を対象にアンケートを実施し、検討すべき問題について情報集約を行いました。

その上で、昨年、意見交換会を実施し、守秘義務・利益相反・組織内弁護士などに関する弁護士倫理の問題について議論を行いました。

弁護士倫理は、学者と実務家がコラボする学問分野でもありますので、学者の先生方にも知恵をお借りしつつ検討を進めています。

### 会員へのメッセージをお願いします

弁護士倫理というと、ともしれば「制約」と捉えられてしまう側面もあるかもしれませんが、職業倫理があることによって、依頼者の利益が正しく守られ、国民からの信頼が高まり、他業種との関係でも差別化が図られます。また、ときに弁護士自らの身を守る術としても働きます。

弁護士として、法律実務に精通していることはもちろん大事ですが、それと同じくらい倫理を重視し、実践していただきたいと願っています。